特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	身体障害者福祉法(障害者手帳の交付等)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

琴浦町は、身体障害者福祉法(障害者手帳の交付等)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

琴浦町長

公表日

平成27年3月17日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

連絡先

_ L 関連情報								
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務								
①事務の名称	身体障害者福祉法(障害者手帳の交付等)に関する事務							
②事務の概要	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。)に基づき対象者に身体障害者手帳を交付している。 身体障害者福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理、事実についての審査、応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更、居住地を移したときの届出の受理、事実についての審査、応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務							
③システムの名称	住民台帳システム、統合宛名システム							
2. 特定個人情報ファイル	名							
身体障害者手帳交付台帳ファ	·イル、統合宛名ファイル							
3. 個人番号の利用								
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番11							
4. 情報提供ネットワーク								
①実施の有無	<選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定							
②法令上の根拠	-							
5. 評価実施機関における	5担当部署							
①部署	福祉あんしん課							
②所属長	福祉あんしん課長							
6. 他の評価実施機関								
なし								
7. 特定個人情報の開示・	訂正-利用停止請求							
請求先	琴浦町総務課 〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591-2 TEL:0858-52-2111							
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ								

琴浦町総務課 〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591-2 TEL:0858-52-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		平成27年3月5日 時点						
2. 取扱者数								
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		平成	27年3月5日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

文文画/		********* *	**************************************	Am of code tion	
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	5. 評価実施機関における担 当部署 5. 評価実施機関における担 当部署	福祉課	福祉あんしん課	事後	
平成28年9月12日	5. 評価実施機関における担 当部署	福祉課長	福祉あんしん課長	事後	